

盛岡市危機管理指針（案）について

1 背景

- (1) 近年、国内外において大地震、集中豪雨、洪水などの自然災害のほか、新型インフルエンザなど、市民の安全・安心を脅かす事案が続いていることから、危機管理対策の必要性が官民を問わず求められている。
- (2) 危機管理に関する指針や計画を策定する自治体の増加。
- (3) 平成 23 年 4 月 1 日、危機事案の総合調整及び全庁的な危機管理体制の整備を図るため、総務部消防防災課内に危機管理推進室を設置。
- (4) 東日本大震災の発生。
- (5) 今夏の市長選挙のマニフェストにおいて、優先政策の一つとして「日本一安全・安心なまちづくり」が掲げられ、「市危機管理計画」を平成 23 年度中に策定することが示された。

2 名称

危機に対し、個々の対処方法を具体的に定めるものではなく、危機管理に関する市全体の取組みの方向性を示すとともに、既に所管部等で作成されている危機対処マニュアル等とは同格又は上位となるものではなく、包含する内容であることから、名称を「盛岡市危機管理指針」とする。

3 盛岡市危機管理指針の概要

(1) 目的

この指針は、本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、あらゆる危機に対し強いまちづくりを目指し、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定めることにより、迅速・的確な対応体制を構築するとともに、関係部等及び関係機関等が円滑に連携及び協力し、もって市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(2) 危機の定義

次に示すとおり範囲を幅広くとらえる。

- ア 市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- イ 市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(3) 危機管理の定義

危機管理とは、危機を未然に防止する対策並びに危機が発生した場合の被害及び影響を最小限に止めるための取組みをいう。

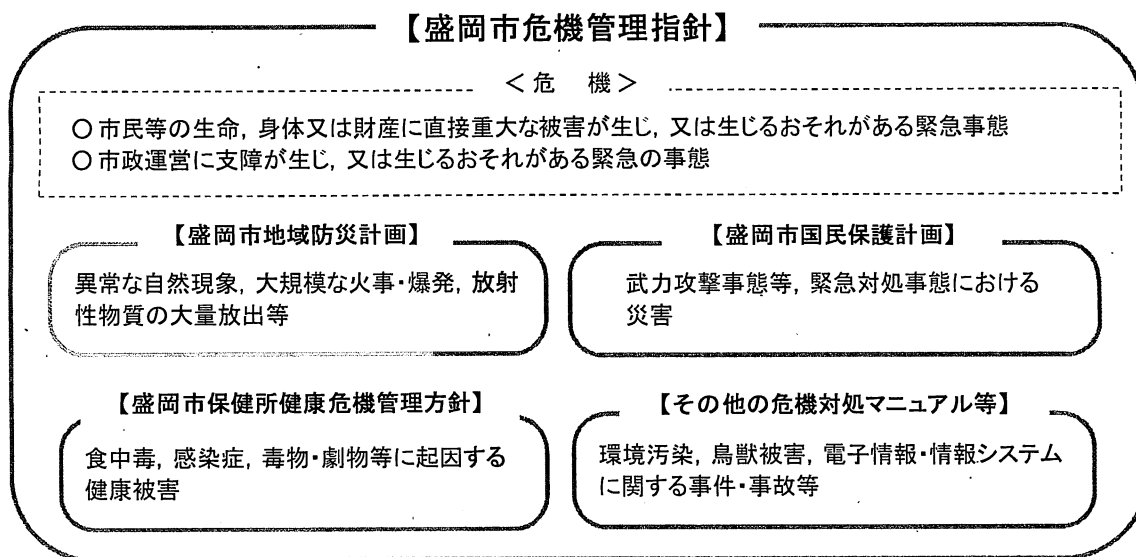
(4) 他の計画等との関係

この指針は、個々の危機事案への対処方法を具体的に定めるものではなく、本市における危機への対応全般についての基本的かつ標準的な事項を示すものであり、既に法律等に基づいて策定されている「盛岡市地域防災計画」「盛岡市国民保護計画」「盛岡市保健所健康危機管理方針」のほか、それ以外の危機対処マニュアル等も包含するものとする。

本指針が対象とする危機の中で、次に掲げる計画等に対応を定める危機については、それぞれの危機対処マニュアル等に従って対応するものとする。

- ア 盛岡市地域防災計画
- イ 盛岡市国民保護計画
- ウ 盛岡市保健所健康危機管理方針
- エ その他所管部等において策定した危機対処マニュアル等

<危機への対応体系>



(5) 主な内容

- ア 総則
 - (ア) 市の役割, 市民・事業者の協力
 - (イ) 危機管理統括監等の配置及び総務部危機管理課の設置
- イ 事前対策 (平常時からの準備)
 - (ア) 危機管理連絡会議の設置
 - (イ) 情報収集連絡体制の整備
 - (ウ) 危機対処マニュアル等の作成等

- ウ 応急対策（危機発生時の対策）
 - (ア) 情報の収集及び伝達
 - (イ) 危機のレベルに応じた組織体制
 - (ウ) 市民等への情報提供
- エ 事後対策（危機収束後の対策）
 - (ア) 被災者等の支援
 - (イ) 復旧対策の推進

4 指針策定の意義

(1) 危機への対応体系の明確化

想定される危機及び地域防災計画，国民保護計画，保健所健康危機管理方針等を含めた危機管理体系が明らかになる。

(2) 危機管理組織の整備

危機管理統括監等の職を設けるとともに，総務部危機管理課を設置することで，所管部等と連携した危機管理体制の明確化及び対応の強化が図られる。

(3) あらゆる危機への対応体制の構築

本指針が，あらゆる危機への対処の標準かつ基本であることから，個別の危機対処マニュアル等が作成されていない，又は危機発生時に所管する部署が明確でない危機においても，迅速に対応体制を構築することができる。

(4) 危機対処マニュアル等の作成及び見直し

所管部等において，必要に応じて，危機対処マニュアル等を作成し，又は見直しをする場合，この指針を参考とすること，及びその際は危機管理監へ報告することを規定することで，各部等における危機対処マニュアル等の充実が図られる。

5 指針策定のスケジュール

平成 23 年 11 月 24 日	市議会全員協議会
11 月下旬～	パブリックコメント
12 月下旬	
平成 24 年 1 月上旬～	盛岡市危機管理指針（案）の修正作業
下旬	
2 月中旬	市議会全員協議会
3 月	市長決裁
4 月	盛岡市危機管理指針の運用開始

盛岡市危機管理指針（案）

盛 岡 市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 定義	
3 他の計画等との関係	
4 危機への対応の原則	
5 市の役割・市民の協力・事業者の協力	
6 市長の役割	
7 危機管理統括監の役割	
8 危機管理監の役割	
9 副危機管理監の役割	
10 総務部危機管理課の役割	
11 所管部等の役割	
第2章 事前対策（平常時からの準備）	4
1 危機管理連絡会議	
2 情報収集連絡体制の整備	
3 危機管理訓練及び研修等の実施	
4 市民及び事業者への啓発	
5 関係機関等との連携及び協力	
6 物資及び資機材の確保	
7 危機対処マニュアル等の作成，検証と見直し	
第3章 応急対策（危機発生時の対策）	5
1 情報の収集及び伝達	
2 組織体制	
3 応急対策の実施	
4 関係機関等との連携及び協力	
5 情報の提供	
第4章 事後対策（危機収束後の対策）	7
1 安全性の確認	
2 被災者等の支援	
3 復旧対策の推進	
4 再発防止策の検討	

別紙1 想定される主な危機

別紙2 危機対処マニュアル等の作成例

別紙3 危機管理体制図

第1章 総則

1 目的

この指針は、本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、あらゆる危機に対し強いまちづくりを目指し、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定めることにより、迅速・的確な対応体制を構築するとともに、関係部等及び関係機関等が円滑に連携及び協力し、もって市民及び滞在者(以下「市民等」という。)の被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

2 定義

本指針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 危機とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

イ 市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 危機管理とは、危機を未然に防止する対策並びに危機が発生した場合の被害及び影響を最小限に止めるための取組みをいう。

3 他の計画等との関係

本指針は、本市における危機への対応全般についての基本的かつ標準的な事項を示すものとする。なお、本指針が対象とする危機の中で、次に掲げる計画等に対応を定める危機については、それぞれの危機に対処するためのマニュアル等(以下「危機対処マニュアル等」という。)に従って対応するものとする。

(1) 盛岡市地域防災計画

(2) 盛岡市国民保護計画

(3) 盛岡市保健所健康危機管理方針

(4) その他所管部等において作成した危機対処マニュアル等

＜危機への対応体系＞

【盛岡市危機管理指針】

＜危機＞

- 市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態
- 市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

【盛岡市地域防災計画】

異常な自然現象、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出等

【盛岡市国民保護計画】

武力攻撃事態等、緊急対処事態における災害

【盛岡市保健所健康危機管理方針】

食中毒、感染症、毒物・劇物等に起因する健康被害

【その他の危機対処マニュアル等】

環境汚染、鳥獣被害、電子情報・情報システムに関する事件・事故等

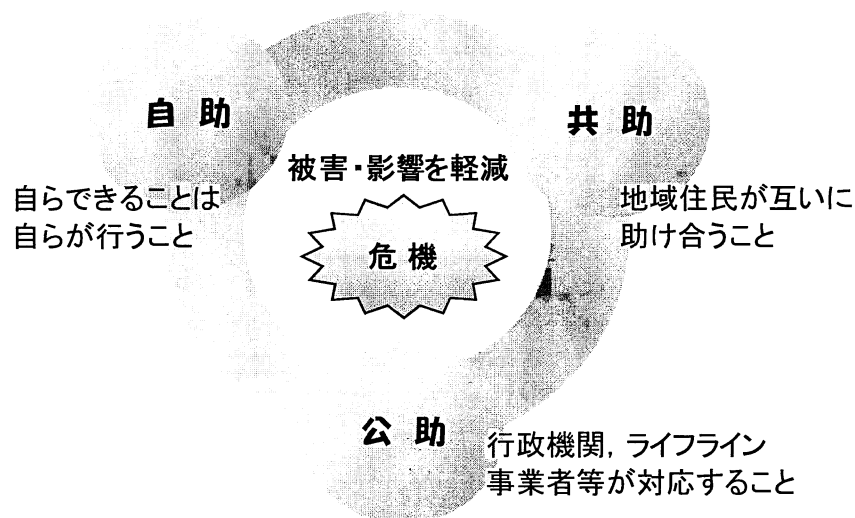
4 危機への対応の原則

- (1) 危機への対応は、市民等の生命又は身体を保護することを最優先して行うものとする。
- (2) 危機情報の一元化、公開等に努め、市民等の安全及び安心を確保するものとする。
- (3) 危機については、所管部等が対処することを基本とし、状況に応じ、関係する他の部等と連携及び協力して対応するものとする。
- (4) 危機の規模、被害等の状況に応じ、市民等の被害又は社会的な影響が重大と判断される場合は、全庁的に対応するものとする。

5 市の役割・市民の協力・事業者の協力

- (1) 市は、市民等の生命、身体又は財産の保護、及び市政運営の確保のため、市の有する機能を十分に発揮するとともに、関係機関等と相互に連携及び協力し、危機管理を総合的に推進するものとする。（「公助」）
- (2) 市は、自らできることは自らが行う「自助」及び地域住民が互いに助け合う「共助」と有機的に連携し、地域協働の取組みを踏まえ、被害及び影響を軽減するよう努めるものとする。
- (3) 市民は、自分の身を守るのは自分自身であることを認識し、危機に備え必要な措置を講ずるよう心がけるとともに、危機管理に関する市及び地域の取組みに協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、その管理する施設等において危機の発生を未然に防止し、従業員及び利用者の安全確保を図るとともに、自らも地域社会の一構成員としてその能力を活用し、危機管理に関する市及び地域の取組みに協力するよう努めるものとする。

<自助・共助・公助>



6 市長の役割

- (1) 市長は、危機管理の最高責任者として迅速かつ的確な対応に努めるものとする。
- (2) 市長は、発生した危機に対して組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関等と連携及び協力して対応するものとする。
- (3) 市長は、必要があると認めたときは、危機に全庁的に対応するための対策本部（以下「危機対策本部」という。）を設置するものとする。
- (4) 市長に事故があるときは、盛岡市副市長事務分担等規則（平成19年規則第39号）第4条の規定により、副市長がその職務を代理する。

7 危機管理統括監の役割

- (1) 危機管理統括監は、危機管理を担当する副市長をもって充てる。
- (2) 危機管理統括監は、本市の危機管理を統括する。
- (3) 所管部等の特定の困難な危機については、主体となって対応する部等を定め、初動を指揮する。

8 危機管理監の役割

- (1) 危機管理監は、総務部長をもって充てる。
- (2) 危機管理監は、危機管理統括監を補佐するとともに、所管部等との調整を行う。
- (3) 危機管理統括監に事故があるときは、その職務を代理する。

9 副危機管理監の役割

- (1) 副危機管理監は、総務部次長をもって充てる。
- (2) 副危機管理監は、危機管理監を補佐する。
- (3) 危機管理統括監及び危機管理監に事故があるときは、その職務を代理する。

10 総務部危機管理課の役割

- (1) 市の危機管理の総合調整を行うものとする。
- (2) 総務部危機管理課は、危機の未然防止、危機発生時の円滑な対応等を図るため、所管部等における危機管理に関する支援を行うものとする。
- (3) 所管部等から危機の発生に関する報告があったときは、関係部等と連絡調整を緊密に行い、情報の共有を図るものとする。
- (4) 危機対策本部を設置したときは、所管部等とともにその事務局を担うものとする。

11 所管部等の役割

所管部等は、危機の発生の未然防止並びに危機発生時の被害及び影響の軽減を図るため、必要な対策を講ずるものとする。

第2章 事前対策（平常時からの準備）

1 危機管理連絡会議

- (1) 危機管理監は、危機の発生に備え、平常時から部等間の連携及び情報の共有化を図るとともに、危機発生時において迅速かつ的確に対応するため、全庁的な連絡調整を目的とする危機管理連絡会議を設置するものとする。
- (2) 副危機管理監は、危機管理連絡調整会議の議長となる。
- (3) 危機管理連絡会議は、所管部等の次長等をもって組織する。
- (4) 危機管理連絡会議の組織、運営等の細目については、危機管理監が別に定めるものとする。

2 情報収集連絡体制の整備

- (1) 所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがあるときに、関係部等及び関係機関等との間で迅速かつ的確な情報の伝達及び共有を行うことができるよう、情報収集連絡体制の整備に努めるものとする。この際、情報の途絶又は輻輳（ふくそう）に備え、複数の連絡方法を確保するよう努めるものとする。
- (2) 所管部等は、危機の発生に備え、夜間休日の場合を含めた情報連絡網を整備し、職員に周知するものとする。

3 危機管理訓練及び研修の実施

所管部等は、危機対処マニュアル等に即し、的確に行動できるように、危機を想定した訓練、危機管理に関する知識及び技術を習得するための研修等の実施に努め、危機管理に関する職員の意識高揚及び危機管理体制の充実を図るものとする。

4 市民及び事業者への啓発

所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民及び事業者の自助及び共助の重要性に鑑み、被害及び影響を防止又は軽減するため、市民及び事業者に対し、危機に関する啓発に努めるものとする。

5 関係機関等との連携及び協力

所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に対応するために、平常時から所管業務の関係機関等との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。

6 物資及び資機材の確保

所管部等は、危機に備えて、必要な物資及び資機材を備蓄し、及び整備し、又は円滑な調達を図られるよう努めるとともに、その維持及び取扱い方法の習熟に努めるものとする。

7 危機対処マニュアル等の作成、検証と見直し

- (1) 所管部等は、必要に応じて、別紙に示す危機対処マニュアル等作成例を参考として、それぞれが所管する危機に関する個別の危機対処マニュアル等の作成に努めるものとする。
- (2) 所管部等は、危機対処マニュアル等の作成に当たり、必要に応じて市民、事業者等の意見を踏まえるものとする。
- (3) 所管部等は、危機対処マニュアル等の作成後においても危機事例等の検証に努め、状況の変化に対応できるよう、必要な見直しを行うものとする。
- (4) 所管部等は、危機対処マニュアル等を作成又は変更したときは、速やかに総務部危機管理課へ報告するものとする。
- (5) 総務部危機管理課は、所管部等が行う危機対処マニュアル等の作成及び変更を支援するものとする。

第3章 応急対策（危機発生時の対策）

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報の第一報及び続報

危機の発生又は発生のおそれを察知した職員は、断片的な情報であってもその第一報を所属長に報告し、詳細については追加情報として続報するものとする。

(2) 情報の収集

所管部等は、夜間休日を含めた情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関等の協力を得ることにより、正確かつ迅速に情報を収集するものとする。

(3) 情報の内容

収集する情報は、危機の態様により異なることが想定されるが、おおむね次に掲げるものとする。

ア 被害の発生状況（いつ、どこで、誰が・何が、どうした）

イ 被害の拡大に関する予測

ウ 応急措置の状況

エ 市民等及び職員の避難状況

オ 通信方法の有無

(4) 情報の伝達

所管部等は、被害若しくは社会的影響が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、第一報及び被害の発生状況等を総務部危機管理課（連絡することができないときは、危機管理統括監、危機管理監及び副危機管理監）に可能な限り迅速に報告するものとする。なお、総務部危機管理課が危機の第一報を入手したときは、所管部等へ情報を伝達するものとする。

(5) 情報の伝達が不能となった場合

情報の伝達が不能となり、部課等の長の指示又は命令を受ける時間がない場合に

あつては、応急対策に携わる職員は、市民等の生命、身体又は財産を保護するため、臨機の措置を採るものとする。ただし、情報の伝達が可能となった場合は、当該職員は速やかに臨機の措置の内容について部課等の長に報告するものとする。

2 組織体制

(1) 情報管理

所管部等が情報を入手した場合は、直ちに情報連絡班を設置する等により、情報を一元的に管理するものとする。

(2) 指揮命令

所管部等は、危機の規模、被害等の拡大に応じて、危機対策班を設置する等により、情報管理及び指揮命令を一元化するものとする。

(3) 庁内関係部等への協力要請

所管部等は、単独で危機に対応することが困難であると判断したときは、関係部等に協力を要請するものとする。協力要請を受けた部等は、所管部等の活動を支援するものとする。

(4) 危機のレベルと体制

- ア 危機のレベル、危機の状況及び体制については、次表に掲げるとおり分類する。
- イ 危機のレベルは、危機管理統括監が決定する。

<危機のレベルと体制>

危機のレベル	危機の状況	体制
レベル1	所管部等で対応が可能なとき。	情報連絡班及び危機対策班などを設置する。
レベル2	被害若しくは社会的影響が拡大し、又は拡大するおそれがある場合であつて、所管部等のみでは対応が困難であり、関係部等と合同で対応する必要があるとき。	情報連絡班及び危機対策班などを設置し、所管部等が主体となって対応する。
レベル3	被害若しくは社会的影響が拡大し、又は拡大するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要なとき。	危機対策本部を設置する。

(5) 危機対策本部

ア 危機に対して全庁的な対応が必要な場合であつて、市長が必要と認めたときは、危機対策本部を設置するとともに、その名称を定めるものとする。

イ 危機対策本部の本部長は、市長をもって充てる。

ウ 危機対策本部は、危機の対応方針の協議及び決定その他必要とする事項を行うものとする。

エ 危機対策本部に事務局を設置し、情報収集、連絡調整その他必要とする事項を行うものとする。

オ 危機対策本部に関し必要な事項は、この指針に定めがあるもののほか、盛岡市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 13 号）及び盛岡市災害対策本部規程（昭和 52 年訓令第 1 号）の規定を準用することを基本とする。

3 応急対策の実施

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、危機が発生した直後から、市民等の生命又は身体を保護することを最優先に、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、市民等の安全の確保に留意し、二次被害の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

4 関係機関等との連携及び協力

- (1) 国、県及び他の市町村との連携及び協力
所管部等は、危機の専門性や被害等の規模に応じて国、県及び他の市町村との連携及び協力を図るものとする。
- (2) 他の関係機関等との連携及び協力
所管部等は、必要に応じて所管業務における関係機関等と連携及び協力を図るものとする。

5 情報の提供

- (1) 市民等への情報提供
 - ア 危機対策本部又は所管部等は、被害の拡大を防止するとともに、市民の安全及び安心を確保するため、必要に応じて複数の手段により迅速かつ的確に情報を提供するものとする。
 - イ 報道機関に協力を依頼する場合は、内容、時期、方法等について市長公室広聴広報課と調整を図りながら行うものとする。
 - ウ 危機対策本部又は所管部等は、関係部等と連携して災害時要援護者に対する情報提供に努めるものとする。
 - エ 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて市民等からの問い合わせに一元的に対応できるよう、専用窓口の設置等の体制を整備するものとする。
- (2) 他の市町村及び関係機関等への情報提供
必要に応じて他の市町村及び関係機関等に対して適時適切に情報を提供するものとする。

第 4 章 事後対策（危機収束後の対策）

1 安全性の確認

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、危機の拡大又は被害の拡大のおそれがないと認められるときは、危機の発生現場及び周辺地域の安全の確認を行うものとする。

- (2) 危機対策本部又は所管部等は、危機の発生現場及び周辺地域の安全が確認されたときは、市民等への周知を行うものとする。

2 被災者等の支援

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて、被災者、救援活動従事者等の心身の健康に関する相談窓口を設置する等の措置を講ずるものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて、被災者等の生活再建を支援するための各種相談窓口を設置するなどの措置を講ずるものとする。

3 復旧対策の推進

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、可能な限り迅速かつ円滑な復旧対策を推進するものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、公共施設が被害を受けた場合であって、復旧に長期を要するときには、代替施設又は代替機能の導入その他必要な措置を講ずるものとする。

4 再発防止策の検討

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、再び市民の安全及び安心が損なわれることがないよう、危機発生及び被害拡大の原因を検証し、危機対処マニュアル等の見直しを行う等再発防止策の検討を行い、その結果を危機管理監へ報告するものとする。
- (2) 危機管理監は、所管部等における検討の結果を全庁的な危機管理機能の強化に活用するものとする。

想定される主な危機

大分類	中分類	小分類	危機の例	対処計画・マニュアル等
市民の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態	異常な自然現象又は大規模な事故	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象	台風、集中豪雨、土砂崩れ、豪雪等による被害	盛岡市 地域防災計画
			ダムの決壊による被害	
			地震による被害	
			火山の噴火による被害	
			冷害、異常乾燥、渇水等による被害	
		大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の被害を伴う航空機・鉄道事故その他の大規模な事故	マンション、工場等大規模火災	
			ガス爆発、工場爆発、交通機関の事故等	
			原子力発電所における事故等	
			放射性物質関連施設の事故等	
			放射性物質輸送中の事故等	
	武力攻撃事態等及び緊急対処事態	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態 緊急対処事態（テロ等）	大陸間弾道弾の発射攻撃等	盛岡市 国民保護計画
			集客施設の爆破等	
	健康危機	食中毒、感染症、毒物、劇物その他薬品及び生物・化学テロの各分野（保健所の所管に属するものに限る。）に起因して生じる健康における危機	食中毒による被害	盛岡市保健所 健康危機管理 方針
			新型インフルエンザ等による被害	
			有害物質の混入等による被害	
			核物質、生物剤、化学剤等による大量殺傷等	
その他	子どもの安全	不審者による被害、児童虐待等	個別対応 マニュアル等	
		停電		広範囲にわたり、長時間継続する停電
	環境汚染	大気、水質汚濁、騒音等による被害		
		化学物質等による被害		
		農薬散布等による被害		
		鉍毒水中和処理施設事故による被害		
	水道水の汚染、渇水等	水道水への化学剤・生物剤の混入による被害		
		水道水の断水、水圧低下等による被害		
	農産物関連事故	主要農作物への異品種混入		
		カドミウム汚染米の流通		
	動物感染症の発生	狂犬病、鳥インフルエンザ、口蹄疫、BSE等の発生による被害		
	鳥獣被害	熊・鹿・狸等の出没による被害		
病害虫の発生	病害虫の発生による被害			

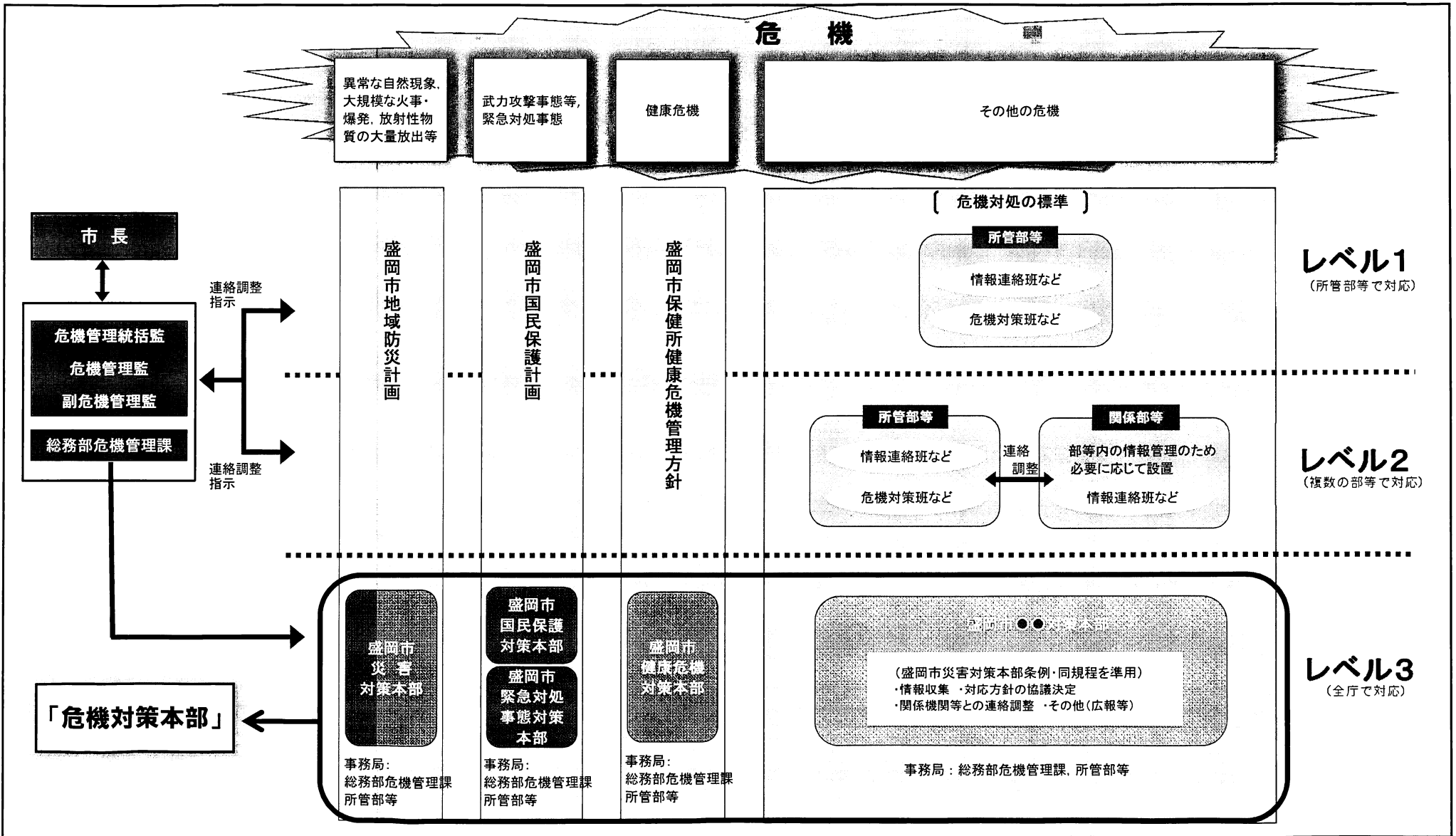
大分類	中分類	小分類	危機の例	対処計画・マニュアル等
市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態	その他	市要人・職員へのテロ・誘拐	市要人・職員へのテロ・誘拐による被害、業務への影響	個別対応マニュアル等
			市あて不審郵便物の発見	
		職員に係る危機	職員の不祥事	
			職員の心身両面の健康不安による業務への影響	
			交通事故による信用失墜、公務災害による影響	
		市管理施設等での事故	セキュリティ不備による盗難、破壊活動等	
			施設の保守管理、修繕の不備等による怪我、施設破損	
		財務に係る危機	システム障害による損失	
			公金の遺失	
		電子情報・情報システムに関する事件・事故	個人情報の漏えいによる被害	
			システムダウンによる影響、ウイルスによる被害	
		業務執行に伴う危機	市主催イベントにおける事故による参加者等への被害	
			住民とのトラブルによる業務の停滞	
			業務上のミスによる損失	
住民、マスコミへの情報提供不備による不信感				
外郭団体に係る危機	外郭団体の不祥事等に対する監督責任			
その他				

危機対処マニュアル等作成例

【件名】 ○○対処マニュアル

項 目	主 な 内 容
第1章 総則	
1 目的	
2 用語の定義	
第2章 事前対策	
1 危機管理体制	
(1) 情報収集体制	任務分担, 収集項目など
(2) 組織体制	部(課)等の危機対策班の設置, 所掌事務, 構成員など
2 研修・訓練	
(1) 研修	職員の危機管理意識の向上, 研修内容など
(2) 訓練	実施方法, 実施内容など
3 啓発	
(1) 市民への啓発	啓発時期, 方法など
(2) 事業者への啓発	〃
4 関係機関等との連携	連携すべき関係機関等, 連携内容(平常時及び危機発生時)など
5 資機材等の整備	
(1) 応急資機材等	品目, 数量, 保管場所など
(2) 協定等による資機材等	品目, 数量, 調達先など
(3) 医薬品等	品目, 数量, 保管場所など
(4) 操作・取扱い	
6 マニュアル等の検証・見直し	
(1) 検証による防止策	
(2) 危機事例等	危機事例の情報収集, 分析・整理など
第3章 応急対策	
1 情報の収集及び伝達	情報連絡班の設置場所・構成員, 通報・連絡事項, 通信手段, 情報の整理・分析方法など
2 組織体制	
(1) レベル1	危機対策班の設置場所, 構成員, 対策の検討・調整事項, 危機管理担当部署及び広聴広報課との連携, 関係各部等への要
(2) レベル2	危機対策本部との連携体制など
(3) レベル3	
3 応急対策	
(1) レベル1	対応すべき事項, 優先順位, 避難誘導, 二次災害防止策など
(2) レベル2	
(3) レベル3	盛岡市災害対策本部規程の分掌事務との調整など
(4) 留意事項	
4 情報の提供	
(1) 市民等への広報	
ア 主な項目	危機事態の発生状況, 被害状況, 避難状況, 二次災害の危険性, 市民等が取るべき対応方法, 本市の対応状況, 応急対策の実施状況, 高齢者等要援護者への支援の呼びかけ, 生活関連情報など
イ 主な手段	広報媒体など
(2) 他の市町村及び関係機関等への情報提供	
ア 主な項目	「広報担当」の設置, 報道機関への対応要領など
イ 提供時期	時期, 留意事項, 危機管理課及び広聴広報課との調整など
第4章 事後対策	
1 安全性の確認	確認すべき事項・箇所, 確認体制など
2 被災者等の支援	相談窓口等の設置など
3 復旧対策の推進	各種施設・ライフライン等の復旧など
4 再発防止策	危機事態発生原因の検証, マニュアル等の見直し, 危機管理担当部署への検証結果の提出など

危機管理体制図



異常な自然現象,
大規模な火事・
爆発, 放射性物
質の大量放出等

武力攻撃事態等,
緊急対処事態

健康危機

その他の危機

危機

市長

危機管理統括監
危機管理監
副危機管理監
総務部危機管理課

連絡調整
指示

連絡調整
指示

盛岡市地域防災計画

盛岡市国民保護計画

盛岡市保健所健康危機管理方針

[危機対処の標準]

所管部等
情報連絡班など
危機対策班など

レベル1
(所管部等で対応)

所管部等
情報連絡班など
危機対策班など

関係部等
部等内の情報管理のため
必要に応じて設置
情報連絡班など

連絡調整

レベル2
(複数の部等で対応)

「危機対策本部」

盛岡市
災害
対策本部

事務局:
総務部危機管理課
所管部等

盛岡市
国民保護
対策本部
盛岡市
緊急対処
事態対策
本部

事務局:
総務部危機管理課
所管部等

盛岡市
健康危機
対策本部

事務局:
総務部危機管理課
所管部等

(盛岡市災害対策本部条例・同規程を準用)
・情報収集 ・対応方針の協議決定
・関係機関等との連絡調整 ・その他(広報等)

事務局: 総務部危機管理課, 所管部等

レベル3
(全庁で対応)

盛岡市における危機対処マニュアル等一覧表

参考資料

NO	大分類	中分類	小分類	細分類	主計画 ・マニュアル等	個別マニュアル等	根拠法令等	所管部等名	所管課等名	
1	市民等の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態	異常な自然現象又は大規模な事故	暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象 大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の被害を伴う航空機・鉄道事故その他の大規模な事故		盛岡市地域防災計画		災害対策基本法	総務部	消防防災課	
2							環境部災害対応マニュアル	環境部		
3							盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン	災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府、総務省、厚生労働省)	保健福祉部	地域福祉課
4							盛岡市除排雪計画書		建設部	道路管理課
5							災害時における体制		都市整備部	都市計画課
6							公園みどり課災害対応体制		都市整備部	公園みどり課
7							玉山総合事務所災害対策要領		玉山総合事務所	総務課
8							災害時の職員初動マニュアル(玉山総合事務所用)		玉山総合事務所	総務課
9							健康福祉課地震等災害発生時の対応	災害時の職員初動マニュアル(玉山総合事務所用)	玉山総合事務所	健康福祉課
10							盛岡市上下水道局災害対策マニュアル		上下水道局	
11							避難場所開設・運営マニュアル		教育委員会	総務課
12							盛岡市立の学校等における災害対応初動マニュアル		教育委員会	総務課
13							盛岡市社会教育・文化・体育施設における災害対応初動マニュアル		教育委員会	生涯学習課 スポーツ振興課、歴史文化課 各施設共通
14							盛岡市立図書館職員自主配備(初動)体制	盛岡市社会教育・文化・体育施設における災害対応初動マニュアル	教育委員会	市立図書館
15							好摩地区公民館職員自主配備(初動)体制	盛岡市社会教育・文化・体育施設における災害対応初動マニュアル	教育委員会	好摩地区公民館(好摩体育館)
16							薮川地区公民館職員自主配備(初動)体制	盛岡市社会教育・文化・体育施設における災害対応初動マニュアル	教育委員会	薮川地区公民館
17							危機管理マニュアル		教育委員会	区界高原少年自然の家
18							武力攻撃事態等及び緊急対処事態	盛岡市国民保護計画	国民保護法	総務部
19	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態(テロ等)	盛岡市水道テロ対策マニュアル	米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について(厚生労働省通知)	上下水道局						
20	健康危機	盛岡市健康危機管理方針 盛岡市健康危機対策本部要綱 盛岡市保健所危機管理会議等要綱	地域健康危機管理ガイドライン(厚生労働省)	保健所	企画総務課					
21	感染症の蔓延		盛岡市新型インフルエンザ対策ガイドライン	保健所	保健予防課					
22			新型インフルエンザ対策盛岡市各部等業務継続計画	保健所	企画総務課					
23			新型インフルエンザ対策盛岡市健康危機対策本部各部等行動マニュアル	保健所	企画総務課					
24	食中毒の発生	盛岡市食中毒対策要綱	食品衛生法	保健所	生活衛生課					
25	毒物劇物健康危機		岩手県毒物劇物健康危機管理対応マニュアル	保健所	企画総務課					
26			盛岡市毒物・劇物健康危機管理対応マニュアル	保健所	企画総務課					
27	生物・化学テロ(健康危機に係るものに限る)		岩手県テロ対処に関する基本方針	保健所	企画総務課					
28			岩手県NBC対処現地関係機関連携マニュアル	保健所	企画総務課					

盛岡市における危機対処マニュアル等一覧表

参考資料

NO	大分類	中分類	小分類	細分類	主計画・マニュアル等	個別マニュアル等	根拠法令等	所管部等名	所管課等名	
29	市民等の生命、身体及び財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態	その他	停電							
30				停電	計画停電が実施された場合の対応について			市民部	市民登録課	
31					盛岡市水道停電時対策マニュアル			上下水道局		
32			環境汚染							
33				大気汚染	盛岡市光化学オキシダント注意報発令時等対策要領	岩手県光化学オキシダント注意報発生時等対策要綱等		環境部	環境企画課	
34				水質汚濁	盛岡市水質異常対策要領			環境部	環境企画課	
35					水質異常事故マニュアル			環境部	環境企画課	
36			水道水の汚染、濁水等							
37				新型インフルエンザ	盛岡市水道事業における新型インフルエンザ対策計画	新型インフルエンザガイドライン(厚生労働省)		上下水道局		
38				クリプトスポリジウム及びジアルジアによる汚染	盛岡市水道部クリプトスポリジウム等対策マニュアル	水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針(厚生労働省)		上下水道局		
39				濁水	盛岡市水道濁水対策マニュアル			上下水道局		
40			動物感染症の発生							
41				鳥インフルエンザ	盛岡市高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル	家畜伝染病予防法		環境部 保健所 農林部 玉山総合事務所	環境企画課 企画総務課 農政課 産業振興課	
42				口蹄疫	盛岡市口蹄疫対応マニュアル	家畜伝染病予防法		農林部 玉山総合事務所	農政課 産業振興課	
43			鳥獣被害		盛岡市鳥獣被害防止計画	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律		農林部	農政課	
44					休日に「クマ」による人身事故等緊急事態が発生した場合の連絡系統			玉山総合事務所	産業振興課	
45			市管理施設等での事故							
46				学校給食に起因する食中毒、感染症、異物混入事故等	盛岡市学校給食マニュアル			教育委員会	学務教職員課	
47				急病・怪我人等の応急手当	応急手当の実際			教育委員会	区界高原少年自然の家	
48				建造物被害	緊急判定・緊急措置チェックリスト			教育委員会	区界高原少年自然の家	
49				重油、灯油漏洩事故	門収集センターのホームタンク漏洩事故時の対応要領				環境部	収集センター
50					灯油漏洩事故時の対応要領(三ツ割収集センター)				環境部	収集センター(三ツ割)
51					盛岡市上田公民館重油タンク給油口漏洩事故時の対応要領				教育委員会	上田公民館
52					盛岡市上田公民館灯油ホームタンク漏洩事故時の対応要領				教育委員会	上田公民館

盛岡市における危機対処マニュアル等一覧表

参考資料

NO	大分類	中分類	小分類	細分類	主計画・マニュアル等	個別マニュアル等	根拠法令等	所管部等名	所管課等名	
53	市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態	その他	電子情報・情報システムに関する事件・事故		情報セキュリティポリシー規程			総務部	総務課情報企画室	
54						システム、ネットワークの機能停止	盛岡市住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画	盛岡市住民基本台帳ネットワークシステム管理運用規程	総務部	総務課情報企画室
55							システムトラブル等緊急時の初動マニュアル		市民部	市民登録課
56							財務会計システムサーバ停止時の対応について		会計課	会計課
57							情報漏洩、システムの不具合	情報セキュリティ実施手順書	財政部	財政課
58								情報セキュリティ実施手順書(住民税情報照会システム)	財政部	市民税課
59								情報セキュリティ実施手順書(住民税バックアップシステム)	財政部	市民税課
60								情報セキュリティ実施手順書(法人市民税システム)	財政部	市民税課
61								情報セキュリティ実施手順書(税証明発行システム)	財政部	市民税課
62								情報セキュリティ実施手順書(住民税システム)	財政部	市民税課
63			情報セキュリティ実施手順書(軽自動車税システム)	財政部	市民税課					